

千葉県指定医療機関指定要領

(指定の申請)

第1条 難病の患者に対する医療等に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項の規定により指定医療機関の指定を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、別紙様式1により知事に申請する。

2 指定を受ける対象は、千葉県内（千葉市を除く。）に所在する医療機関（病院、診療所、薬局、指定訪問看護事業者、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者を含む。）とする。

3 平成30年4月より新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護保険法の規定により、法や法に基づく政令、省令等における「病院又は診療所」には介護医療院が含まれるものとされている。そのため、別紙様式1について、介護医療院については、「医療機関コード」を「介護保険事業所番号」と読み替えた上で記載し、標ぼうしている診療科目欄には「介護医療院」と記載したものを提出する。

4 知事は、第1条第1項の申請があった場合は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式3により速やかに申請者へ通知する。

なお、指定年月日は、原則として、指定の申請をした日の属する月の翌月初日とし、指定の決定をした日がその属する月の初日であった場合、当月からの指定とする。

ただし、新規に開設する医療機関又は薬局から申し出があった場合、指定医療機関の指定日を健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項第1号に規定する保険医療機関及び同号に規定する保険薬局の指定日と同日とすることができる。

(変更の届出)

第2条 指定医療機関の名称及び所在地等、別紙様式1の内容に変更が生じた場合は、法第19条の規定により、指定医療機関の開設者等（法第14条の規定により指定を受けた病院、診療所若しくは薬局の開設者又は指定訪問看護事業者をいう。）は、別紙様式2により、知事に届け出なければならない。

2 平成30年3月31日時点で既に指定医療機関となっている病院又は診療所から介護医療院に転換する場合は、指定医療機関の代表者は、転換前後の実態を考慮した上で、変更の届出を行う。

3 知事は、変更の届出のあった事項について所要の確認を行った上で、内容に不備がある場合には質問や指導を行う。

(指定の更新)

第3条 法第15条第1項の規定により、指定の更新を申請する指定医療機関の開設者等は、別紙様式1により知事に申請する。

2 知事は、所要の審査を行った上で、審査した結果の通知を、別紙様式4により申請者へ通知する。

(指定の辞退)

第4条 法第20条の規定により指定医療機関の指定を辞退する場合、指定医療機関の開設者等は、別紙様式5により知事に申し出なければならない。

(公表)

第5条 知事は、指定医療機関の指定（更新を含む。）、名称及び所在地の変更、指定の辞退並びに指定の取消しがあった場合は、法第24条の規定により、ホームページを通じて公表する。

附 則

この要領は、平成31年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和5年11月30日から適用する。